

所見表示（調査結果）・回答・その後の改善措置状況に係る回答対照表

行政評価・監視テーマ名		河川管理に関する行政評価・監視					
通知先	熊本河川国道事務所 八代河川国道事務所 菊池川河川事務所	通知年月日	平成 19 年 2 月 2 日	回答年月日	19 年 3 月 16 日	その後の改善 措置状況に係 る回答年月日	19 年 9 月 18 日
所見表示（調査結果）要旨			回答要旨		その後の改善措置状況（3 事務所回答要旨）		
1 河川の不法占用、不法係留船対策の推進 (1) 不法占用等の是正対策の推進 3 事務所は、不法占用等の防止及び是正を促進する観点から、次の対策を講ずる必要がある。 ① 許可物件の位置、内容をマップに記載するなどして河川巡視員による不法占用等の把握に努めること。 また、職員を中心とした不法占用等の把握、占用許可条件の遵守状況の確認を目的とした調査を定期的実施すること。 ② 把握した不法占用物件については、			1 河川の不法占用、不法係留船対策の推進 (1) 不法占用等の是正対策の推進 不法占用対策については、従来より、河川巡視等によりその把握に努め、発見した不法占用物件については整理簿等を作成し是正指導に努めてきたが、今回所見を受け以下の措置を実施することとした。 ① 河川巡視員による不法占用等の把握を徹底するため、許可物件の位置、内容等を記載した資料（河川巡視マップ等）を作成し、河川巡視員に提供し、当該資料を参考にして巡視を行わせる。 また、職員を中心とした不法占用等の把握等については、河川愛護月間や職場内研修の機会を利用するなどして定期的実施する。 ② 把握済の不法占用物件については、		1 河川の不法占用、不法係留船対策の推進 (1) 不法占用等の是正対策の推進 前回の回答から、以下の措置を講じた。 - 許可物件の位置、内容等を記載した河川巡視マップを作成し、河川巡視時に活用している。 - 不法占用、占用許可条件の遵守状況等を把握するため、河川愛護月間（毎年 7 月）、職場内研修等の機会を利用して職員による現地調査時等把握に努めている。 - 新たな不法占用を把握した場合には、		

所見表示（調査結果）要旨	回答要旨	その後の改善措置状況（３事務所回答要旨）
整理簿を作成し、占用の形態、発生原因、調査後における措置の状況（指導の履歴）等について適切に記載するとともに、さらに、不法占用等の是正についての指導を継続的に行うこと。また、占用許可条件を遵守していないものについては、その改善を指示すること。 (2) 不法係留船対策の推進 ３事務所は、河川における不法係留船対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。 ① 不法係留船のうち、河川管理施設及び許可工作物に直接又はその周辺に不法係留等され、特に河川管理上の支障が大きいものについて、早急に撤去指導を行うこと。 また、河川区域が漁港区域又は港湾区域と重複する区域に不法係留等された船について、当該区域の管理者と合	従来より整理簿等を作成しており、今後も適宜作成、更新を行っていく。不法占用等の是正については継続的に実施していく。また、占用許可条件を遵守していないものについては、占有者に改善を指示していく。 (2) 不法係留船対策の推進 不法係留船対策については、これまでも関係地方公共団体等との連絡、調整を行ってきたが、恒久的係留・保管施設（マリーナ等）の整備が十分ではなく、直ちに抜本的な解決を図ることは難しい状況であるが、今回所見を受け以下の措置を実施することとした。 ① 河川管理施設及び許可工作物に直接又はその周辺に不法係留等され、特に河川管理上の支障が大きいものについて、現在、地方公共団体等の関係機関を通じて所有者を調査中である。 また、河川区域が漁港区域等と重	当該案件について整理簿を作成し、更なる整理簿の追加・更新を行っていく。 - 不法占有者に対しては、口頭、文書等による継続的な是正指導を行っていく。 (2) 不法係留船対策の推進 前回回答から、以下の措置を講じた。 - 所有者が判明した船舶については、漁業協同組合等関係機関を通じ、撤去指導を実施した。 - 河川区域が漁港区域又は港湾区域と重複する区域に不法係留されている船舶については、関係機関と打合せ会議を開催し、協力して撤去促進を図っていく。

所見表示（調査結果）要旨	回答要旨	その後の改善措置状況（3 事務所回答要旨）
同で撤去指導を行うなど、関係機関との連携による不法係留船の撤去の推進を図ること。 ② 不法係留船対策について、地方公共団体、他の公共水域管理者等、関係機関との定期的・継続的な協議を行う場を設け、恒久的係留・保管施設等について協議を行いつつ、不法係留船対策の計画的な促進を図ること。 2 河川区域内の廃棄物対策の推進 3 事務所は、不法投棄を未然に防止し、また、不法投棄された廃棄物の処理を促進する観点から、次の措置を講じる必要がある。 ① 不法投棄防止のための啓発活動の充	複する区域における河川法上の不法係留船については、各管理者等との会議において、協議、連携して不法係留船の撤去促進を図る。 ② 地方公共団体、他の公共水域管理者等、関係機関との定期的・継続的な協議を行い、不法係留船対策の計画的な促進を図る。 2 河川区域内の廃棄物対策の推進 不法投棄対策については、河川巡視等による実態の把握、ゴミマップの作成・活用、ホームページ掲載、河川イベント時の地域住民等への啓発活動、河川区域内の除草工事等を行っている。 また、不法投棄者特定のための独自調査及び警察等との連携による調査、特定後、撤去指導を行うなど不法投棄対策に努めている。 今回所見を受け以下の措置を実施することとした。 ① 各種協議会等を通じての不法投棄	・ 不法係留対策を協議する場を設置するための準備会を漁港管理者等関係機関との間で定期的で開催し平成 21 年度を目途に不法係留対策に係る協議会を設置し、対応方針を策定していく。 2 河川区域内の廃棄物対策の推進 前回回答から、以下の措置を講じた。 ・ 流域市町村等で構成する各種協議会

所見表示（調査結果）要旨	回答要旨	その後の改善措置状況（３事務所回答要旨）
実、河川区域周辺の地方公共団体・地域住民との不法投棄の監視、取り締まり等に関する積極的な情報交換の推進等に関する連携を更に進めること。 ② 河川巡視に当たっては、雑草が繁茂しているなど視認性の悪い場所等を重点的巡視箇所としてマップ等で巡視員に具体的に示すことなどにより巡視の徹底を図ること。 ③ 不法投棄された廃棄物については、不法投棄者の特定を更に継続して進める等、その処理を促進すること。 3 河川管理施設等の管理の適切化 3 事務所は、それぞれ河川管理施設及び	防止の連携や情報交換、またゴミマップの更新、ホームページ掲載、各種行事における啓発活動を推進しており、今後とも関係市町村及び地域住民等と不法投棄に関する情報交換等による連携を深め、不法投棄の監視、取り締まり等を推進する。 ② 重点的に巡視する箇所、視認性が悪い箇所等を記載した資料（マップ等）を作成、更新し、河川巡視において不法投棄把握の徹底を図る。 ③ 今後とも引き続き警察等とも連携するなど、不法投棄者の特定を更に継続して進め、不法投棄された廃棄物の処理を促進する。 3 河川管理施設等の管理の適切化 河川管理施設等については、河川巡視及	や地域住民及びボランティア団体との連携、情報交換を行い、流域で行われるイベント等において不法投棄に関する啓発を行うとともに、巡回時の監視・取締を強化していく。 ・ ホームページに掲載している不法投棄箇所等を表示したゴミマップについて、最新のものに更新するとともに、当該マップ等を通じて住民に不法投棄情報の提供を呼びかけていく。 ・ 不法投棄が行われている場所を中心に、不法投棄禁止の看板を設置した。また、今後必要に応じ、設置する。 ・ 不法投棄多発箇所、視認性が悪い箇所等を記載した河川巡視マップを作成し、河川巡視員等による河川監視に活用している。 ・ 不法投棄物については、警察署、地元自治体等と連携しながら投棄者の特定を図っていくとともに、廃棄物として処理を進めていく。 3 河川管理施設等の管理の適切化 前回回答から、以下の措置を講じた。

所見表示（調査結果）要旨	回答要旨	その後の改善措置状況（３事務所回答要旨）
許可工作物の安全を確保する観点から、次の措置を講じる必要がある。 ① 八代事務所は、占有者等との協議も踏まえ、河川管理施設（堰、樋管）周辺から河川への転落防止を図るための安全対策を講じること。 ② 熊本事務所及び菊池川事務所は、許可受者（管理者）に対して、安全対策が不十分な施設について早急な改善を指導するとともに、今後、許可工作物である樋管等の状況について定期的に点検を実施するよう通知すること。 また、熊本事務所は、許可工作物の安全対策の不適切箇所を把握した場合、許可受者（管理者）に連絡するとともに、不適切箇所の改善について指導すること。	び堤防等点検を行うなど、その機能が十分発揮されるよう努めるとともに、河川敷地の占有者及び許可工作物の許可受者に対し安全点検等を要請してきているところであるが、今回の所見を受け、以下の措置を実施した。 ① 占有者等と協議し、転落防止柵を設置した。 ② 許可工作物である樋管等の状況について定期的に点検を実施するよう、許可受者（管理者）に対して通知した。なお、安全対策が不十分な施設については、管理者に早急な改善を指導した。 また、熊本河川国道事務所では、安全対策の不適切箇所を把握した場合に許可受者に対して改善指導を行うこととする。	— ・ 許可工作物の安全対策が不適切な箇所については、管理者に対して改善指導を行い、応急対策が実施された。 新たな不適切な箇所を把握した場合には、随時指導を行っていく。